

重要事項説明書（ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント ）

1 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの目的

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、ご利用者がサービスを適切に利用できるよう、ご利用者の依頼を受けて、その心身の状況、家族の希望等を勘案し利用するサービスの種類、および内容、その担当者等を定めた計画書を作成し計画に基づくサービスの提供が確保されるようサービス事業所等との連絡調整等を目的とします。

2 運営の方針

- (1) センターの担当職員は、利用者の心身の特性をふまえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行います。
- (4) 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (5) 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

| | |
|------------|----------------------------|
| 事業所名 | 松山市地域包括支援センター生石・味生 |
| 介護保険指定番号 | 3800100079 |
| 所在地 | 愛媛県松山市別府町177-1味生ふれあいセンター1階 |
| 電話 | 089-953-3888 |
| F A X | 089-952-3890 |
| 通常の実業の実施地域 | 生石地区・味生地区 |
| 備考 | |

(2) 職員体制

| | | |
|----------|------|----------------------------------------------------------|
| 管理者 | 1名 | 従業員の管理及び業務の管理を行います。 |
| 介護支援専門員等 | 1名以上 | 介護予防支援の提供に当たります。 介護支援専門員、保健師、経験のある看護師、社会福祉士が業務に当たります。 |
| 事務員 | 1名 | 必要な事務を行います。 |

(3) 営業日および営業時間

| | 平日 | 土曜日 |
|-----------|------------------------|----------------|
| 営業日及び営業時間 | 午前8:30～午後5:30 | 午前8:30～午後12:30 |
| 休業日 | 日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/3) | |

4 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申し込みから介護予防サービス等が提供されるまでの流れとその主な内容

(1) 相談場所

利用者・家族居宅に訪問又は事業所において相談を受け付けます。

①介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申し込み

重要事項説明書をお渡しし、内容をご確認いただきます。所定の書類を市へ届け出ます。

②契約の締結

契約を締結いたします。

③状態の把握(アセスメント)

認定調査結果および主治医意見書などを入手するとともに、担当の介護支援専門員等がご利用者やご家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。

④介護予防サービス・支援計画書の作成

アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス・支援計画書を作成します。サービス事業者等を選定していただきます。

⑤サービス担当者会議の開催

関係する介護予防サービス等担当者を集め、介護予防サービス・支援計画書の原案について検討します。ご利用者の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービス等の目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。 ※1

⑥介護予防サービス・支援計画書の交付

検討された介護予防サービス・支援計画書の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、介護予防サービス・支援計画書をお渡しします。

⑦介護予防サービス等の提供

介護予防サービス・支援計画書に位置づけられたサービス等が各々のサービス事業者等より提供されます。

⑧状況の把握(モニタリング)

介護予防サービス計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更を実施します。 ※1

⑨関係機関との連携

医療機関・介護予防サービス事業者等必要な機関と連携して支援にあたります。サービス事業者等から伝達されたご利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握したご利用者の状態について、主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

尚、入院される場合は入院先医療機関へ担当介護支援専門員等の氏名・所属をご利用者やご家族からお伝えください。 ※1

⑩給付管理

介護保険サービスの利用実績を確認します。

⑪介護報酬請求

介護報酬の請求事務などを行います。

※1 サービス担当者会議、モニタリングや医療機関・関係機関との連携等で、利用者等の同意を得た上でテレビ電話装置等を活用する場合があります。

5 アセスメントの方式

アセスメントの方式は「居宅サービス計画ガイドライン」を使用します。

6 業務の委託

松山市地域包括支援センター生石・味生は、4の③～⑨の業務を利用者の意向を確認し指定居宅介護支援事業者に委託します。

7 利用料金

(1) 介護予防支援については、原則としてご利用者の負担金はありません。ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、下表の料金をいただき、事業所から「介護予防支援提供証明書」を発行します。この「介護予防支援提供証明書」を後日、松山市介護保険課に提出し、手続きを行うと、全額払い戻しを受けられる場合があります。

| | |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 | 4,420円/月 |
| 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 (高齢者虐待防止措置/ 業務継続計画未実施減算分) | 4,380円/月 |
| 初回加算 | 3,000円/月 ※新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し算定。 |
| 委託連携加算 | 3,000円/初回のみ ※指定居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を提供し、介護予防サービス計画の作成等に協力した場合に算定。 |
| 要介護認定等の代行申請 | <u>利用者負担はありません。</u> ただし、代行にあたっては、手続き上、被保険者証をお預かりすることになります。 |
| 介護予防サービス・支援計画書の作成依頼届 | <u>利用者負担はありません。</u> ただし、代行にあたっては、手続き上、被保険者証をお預かりすることになります。 |
| 情報提供 | <u>利用者負担はありません。</u> ただしコピーする場合は、1枚につき10円がかかります。 |

※国が定める介護報酬の改定があった場合は、改定後の利用料金とします。

(2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについては、利用者負担はありません。

(3) 担当職員が通常の事業の実施地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

8 相談窓口・苦情窓口

(1) 介護予防サービス等に関する相談については、業務委託している指定居宅介護支援事業所か次の「ご利用者相談窓口」にご相談ください。

| | | |
|----------------------------------------|-------|------------------|
| ご利用者相談窓口 松山市地域包括支 援センター 生石・味生 | 電話番号 | 089-953-3888 |
| | FAX番号 | 089-952-3890 |
| | 受付日時 | 平日 午前8:30～午後5:30 |
| | 担当者 | 宮地 亨 |

(2) 苦情処理にあたっては次の手順をとります。

①利用者からの相談・苦情等の申出があれば受付担当者が迅速に対応します。

②受付担当者において対応できないと判断される案件については、保険者や関係機関と協議します。

③相談・苦情等処理簿を備え、案件に対する具体的処理の状況を記録し保存します。

(3) 公的機関においても次の機関において苦情申出等を行うことができます。

| | | |
|-----|-------|------------------|
| 市役所 | 所在地 | 松山市二番町4丁目7-2 |
| | 所管 | 松山市役所 指導監査課 |
| | 受付日時 | 平日 午前8:30～午後5:15 |
| | 電話番号 | 089-948-6867 |
| | FAX番号 | 089-934-0815 |

| | | |
|--------------------|-------|------------------|
| 愛媛県国民健康 保険団体連合会 | 所在地 | 松山市高岡町101-1 |
| | 受付日時 | 平日 午前8:30～午後5:15 |
| | 電話番号 | 089-968-8700 |
| | FAX番号 | 089-965-3800 |

| | | |
|---------------------------|-------|---------------------------------------------|
| 愛媛県 福祉サービス運営 適正化委員会 | 所在地 | 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会 福祉会館内 愛媛県社会福祉協議会内 |
| | 受付日時 | 月～金曜日/9:00～12:00、13:00～16:30 |
| | 電話番号 | 089-998-3477 |
| | FAX番号 | 089-921-8939 |

9 事故発生時・緊急時の対応について

- (1) 事故発生時は下記の緊急連絡先に連絡します。
- (2) 松山市に速やかに事故内容について報告します。
- (3) 事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じ、事故の状況及び事故の際取った処置を記録し保存します。

| | | |
|-----------------|------|--|
| 緊急連絡先 (ご家族等) | 氏名 | |
| | 電話番号 | |
| | 携帯電話 | |

10 賠償責任について

- (1) 松山市地域包括支援センター生石・味生は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に伴って、松山市地域包括支援センター生石・味生の責めに帰すべき事由により、ご利用者又はそのご家族等の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当の範囲内においてその損害を賠償します。

1.1 秘密保持

- (1) 当事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者へ漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業所は、職員が退職後、在職中に知り得た利用者及びその家族に関する秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

1.2 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置について

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- (3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催します。
- (4) 虐待防止のための指針を整備します。
- (5) 虐待防止に関する措置を適切に実施するため担当者を設置します。
- (6) その他、虐待防止のために必要な措置を講じます。

1.3 虐待発見時の通報について

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。